

第四十四回国会 衆議院 内閣委員會議録 第四号

昭和三十七年二月六日(火曜日) 午前十時三十七分開議

出席委員

- 委員長 中島 茂喜君
- 理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君
- 理事草野一郎平君 理事堀内 一雄君
- 理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君
- 理事山内 広君
- 井村 重雄君 内海 安吉君
- 大森 玉木君 金子 一平君
- 高橋 等君 辻 寛一君
- 前田 正男君 飛鳥田一雄君
- 緒方 孝男君 田口 誠治君
- 西村 関一君 受田 新吉君

出席國務大臣

- 外務大臣 小坂善太郎君
- 國務大臣 三木 武夫君

出席政府委員

- 科学技術政務次官 山本 利壽君
- 外務政務次官 川村善八郎君
- 外務事務官 湯川 盛夫君
- (大臣官房長) 外務事務官 法眼 晋作君
- (歐亞局長) 外務事務官 甲斐文比古君
- (経済局長) 外務事務官 高木 廣一君
- (移住局長) 外務事務官 高木 廣一君

委員外の出席者

- 外務事務官 安川 壯君
- (大臣官房総務) 外務事務官 魚本藤吉郎君
- (大臣官房人事) 外務事務官 高瀬 直智君
- (大臣官房文書) 外務事務官 高瀬 直智君

外務事務官 原 榮吉君 (歐亞局長中近東)

二月六日 委員石田博英君辞任につき、その補欠として井村重雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員井村重雄君辞任につき、その補欠として石田博英君が議長の指名で委員に選任された。

同日 理事飛鳥田一雄君同月六日理事辞任につき、その補欠として山内広君が理事に当選した。

二月五日 行政不服審査法案(内閣提出第五八号) 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) は本委員会に付託された。

二月五日 解放農地補償に関する陳情書外十三件(静岡県駿東郡裾野町深良二百三十二番地の一坪沢充一外十五名)(第二二二号) 同(広島県及三郡吉舎町雲通齊木正夫)(第二八七号) 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する陳情書(新潟市学校町三番地日本退職公務員連盟理事評議員今山政三郎外三名)(第一五七号) 同(鹿児島県始良郡牧園町上中津川

吉田吉蔵外二百九十名)(第三二二号) 旧軍人既裁定者の恩給不支給分補償に関する陳情書(徳島県麻植郡鳴島町飯尾六百四十四番地阿部麻一外四十六名)(第一五八号) 栃木県内全市の寒冷地指定等に関する陳情書(宇都宮市長佐藤和三郎)(第一五九号) 米海軍上瀬谷通信保安隊周辺の建築制限に関する陳情書(東京都世田谷区代田二丁目九百五十五番地核友寮河村進外千六百十五名)(第二二六号) 旧軍人恩給の増額に関する陳情書(宇都宮市旭町二丁目三千四百三十三番地栃木県軍人恩給擁護連盟会長山口嘉良)(第三一六号) 金鵝勲章年金復活に関する陳情書外二件(広島県世羅郡甲山町伊尾百一番地小川奥太郎外六名)(第三一七号) 同(土岐市下石町磯谷徳七)(第三一八号) 建国記念日制定に関する陳情書外一件(福島県双葉郡双葉町大字新山渡辺芳雄外一名)(第三一九号) 同(愛媛県上浮穴郡小田町中岡笹寿)(第三二〇号) 同(山口県熊毛郡那布布施町新田義一)(第三二一号) 同(山口県熊毛郡那布布施町新田義一)(第三二一号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号) 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

○中島委員長 これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。理事飛鳥田一雄君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○中島委員長 御異議なしと認めます。そのように決めます。次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり ○中島委員長 御異議なしと認め、理事に山内広君を指名いたします。

○中島委員長 まず、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。科学技術庁長官三木武夫君。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案 科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

第二十一 放射性降下物による障害の防止に関し、関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行なうこと。 第五条中「四局」を「五局」に、「計画局」を「研究調整局」に改める。

第七条第一号中「次条」を「次号、次条及び第八条」に改め、「関すること」の下に「研究調整局の所掌に属することを除く。」を加え、同条中第五号から第七号までを削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 科学技術一般に関し、関係行政機関の事務の総合調整に関すること。(振興局の所掌に属することを除く。) 第七条の次に次の一条を加える。

(研究調整局の事務) 第七条の二 研究調整局において、次の事務をつかさどる。 一 関係行政機関の科学技術に関

する事務の総合調整に関すること。  
(計画局及び振興局の所掌に属することを除く。)

二 前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること。

四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

第八条第一号中「宇宙科学技術を除く。」を削り、「関する事務」の下に「(国際交流に係るものに限る。)」を加え、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「理化学研究所」の下に、「日本科学技術情報センター」を加え、同条を同条第三号とし、同条第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第九条第十三号中「前各号」を「第一号から第十二号まで」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。

第十二条第一項中「五人」を「三人」に改める。

第二十一条中「千三百十四人」を「千五百七十一人」に改める。

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理由

科学技術庁に研究調整局を新設し、及び同庁の権限に、放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行なうことを加えるとともに、同庁の定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三木国務大臣 たいだいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

近年における科学技術の進歩はまことに目ざましいものがありますが、これに伴いまして、科学技術は、その専門分野がますます細分化いたします反面、その総合的推進を要求される状況にありますので、科学技術庁の総合調整機能をさらに強化する必要があります。科学技術庁は、設置されて以来五年有半にわたり、科学技術に関する総合的企画調整官庁として、科学技術の振興をはかり、国民経済の発展に寄与するため、諸般の施策を講じて参つたのでありますが、現在の機構にあつては、科学技術に関する基本的政策の企画、立案及び推進並びに関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整の

面において、必ずしも万全であるとは考えられませんが、新たに研究調整局を設置し、各局の所掌事務を合理的に再配分することにより、前に申し述べた要請にこたえらるるとともに、科学技術に関する政府の諸施策の遂行をなお一そう円滑かつ強力に推進しようとするものであります。

また、昨秋以来外国における核爆発実験の再開を契機といたしまして、放射性降下物による障害の防止対策が恒久化したまま現状にかんがみ、その総合調整事務を科学技術庁の権限に加えますとともに、これを原子力局に所掌せしめることといたしたいと考えております。

以上によりまして、科学技術庁設置法の一部を改正する必要がありますので、本法案を提案する次第であります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、研究調整局を新設することであり、現在の機構にありましては、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整は、振興局において技術導入審査、留学生の派遣、発明奨励、技術士法の施行等いわゆる現業的事務とあわせて行なっておりますため、総合調整機能が構造的にやや弱体であることはいなめない現状にありますので、研究調整局を新設し、関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整、関係行政機関の科学技術振興費予算の見積り方針の調整及び総合的、基礎的試験研究の助成に専念せしむることとし、特に防災科学技術、宇宙科学技術、環境科学技術等重要総合研究につきましては、積極的に調整を行なわ

せたい考えであります。従いまして、計画局は、その所掌事務から宇宙科学技術に関する事務を研究調整局に移し、科学技術に関する総合的、共通的事項につきまして基本的政策の企画、立案及び推進並びに総合調整を強力に行なわせるるとともに、振興局は、いわゆる現業的事務をもつぱら行なわせようとするものであります。

第二に、放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を科学技術庁の権限に加えますとともに、これを原子力局に所掌せしめることとあります。昨秋以来諸外国における核爆発実験の再開を契機といたしまして、放射性降下物による障害の防止に関する関係行政機関の業務が恒久的に行なわれる状況でありますので、これらを総合調整する体制を科学技術庁に整備する必要がありますが、現在、科学技術庁は原子力局の利用に関する業務しか行ない得ないので、科学技術庁の権限及び原子力局の所掌事務にそれぞれ放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を加えようとするものであります。

第三に、科学審議官の定数を二名減少することとあります。科学審議官は、科学技術に関する基本的な政策を審議いたしますが、科学技術庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐しておりますが、研究調整局の新設により内部機構を充実するにあたりまして、行政組織の簡素化の要請もあり、科学審議官の業務量を勘案して、この際二名を減少し、そのうち一名を局長に振りかえることといたしたいと考へます。

なお、科学技術庁の事務の増加に伴いまして、職員の見直しを要する必要があると見られますので、所要の改正を行なうことといたいたします。

以上、本法案の提案理由及び内容に関する概要を申し上げました。科学技術振興の重要性に対する皆様の深い御理解によりまして、慎重なる御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○中島委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○中島委員長 外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、質疑に入りまして、

質疑の通告がありますので、順次これを許します。西村閣一君。

○西村閣一委員 たいだいま議題となっております外務省に関する三案につきまして、若干質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、経済協力局を設けるといふこととありますが、外務省におきましては、低開発国に対する開発援助、世界経済の拡大と世界平和の維持という見地から、さまざまな活動を行なつていられるのでございますが、現在どのような事業が世界各国において行なわれておりますか、この新設されようといはしてあります経済協力局の所掌事項の中における活動の概況を聞か

してもらいたいと思います。

○小坂國務大臣 経済協力の重要性に

ついては申し上げるまでもないことと  
ございしますが、ここにわが国が位置し  
たしておられるアジアにおきまし  
て、東南アジア諸国はもろろん、中近  
東においても、独立した国の新興の意  
気に燃ゆる非常な気魄、すなわち、そ  
の独立の基礎条件であります経済基  
盤を強化し、国民生活水準を上げてい  
くという熾烈な要望がございまして、  
これにこたえて、いろいろわが国とし  
ても関連をされているわけがございま  
す。また、最近アフリカにおいて独立  
した諸国においても同断でございま  
す。わが国として、主として国際機関  
の關係で関連いたしておりますのは、  
OECDのうちの開発援助委員会、D  
ACCという委員会でございます。これ  
に関連いたして、いわゆるドナー・  
カントリーとしてのそれぞれの企画を  
話し合つて、さらに有効な協力をして  
いこうじゃないかということで関連を  
いたしております。また、コロンボ・  
プラン地域におきまして、わが国はやは  
りドナー・カントリーズの一つとし  
て活躍いたしております。この地区に  
は現在までに三百六十四名の技術者が  
出ております。現在おられますのが八十  
名くらいでございます。ことしは予算  
を一億八千五百万円いたしております。  
こういふふうで考へておられる次第で  
ございまして、わが国の技術關係は、こ  
とに農業技術におきまして非常に評判が  
よろしいのでございます。米作国も多い  
わけですし、わが国の米作技術という  
ものは、非常に高く評価されておしま  
す。また一方、中小企業の關係におき

まして、これもなかなか評判がよろ  
しいので、いわゆる農業技術センター  
とか中小企業のセンターとか、そうい  
うものを作つております。御承知と存  
じますが、タイに電気通信の技術セン  
ターがございまして、セイロンにも水  
産のセンターがございまして、それから  
今後考へておられますのは、タイにも  
ビールスの研究センターを作る、ある  
いはインドに農業のセンターあるいは  
水産加工のセンター、パキスタンにも  
すでに農業技術センターがございま  
すけれども、今後ビルマにも作つてい  
きたい、こんなふうでいろいろ話を進  
めております。

長くなって恐縮でございしますが、御  
質問が、経済協力の關係している機  
名について触れておられるようござい  
ますから、これを若干申し上げござい  
ます。まず関連關係で、アジア極東經  
済委員会、エカフェと申しております  
が、この關係で、通常技術援助計画  
拡大技術援助計画、特別基金、児童基  
金、それから中近東におけるパレスタ  
イン難民のための國連救済事業機  
関、それから國連の専門機関として國  
際復興開發銀行、それから國際金融公  
社、國際開發公社、その他開發援助委  
員会、先ほど申し上げたものとコロン  
ボ計画、それから最近できました、A  
POと申しておりますアジア生産性機  
構、これらに加盟いたしまして、それ  
ぞれできるだけの活躍をしたいと考へ  
ております。

○西村(閣)委員 ただいま外務大臣が  
あげられました國連關係の各機構を通  
じまして、アジア並びにアフリカ諸國

に対して、大体何カ所ぐらゐセンター  
のようなのを設けておられるので  
すか。どの國にどういふセンターを設  
けているかということ、後ほど資料  
として提出をいたしたいと思ひ  
ます。それにつきまして、それぞれの  
諸國が要求しております技術提攜、  
技術協力という点につきまして、わ  
が國の農業、工業その他の技術陣がこ  
れらの國々に進出をいたしまして、經  
済開發のために、また、世界平和の維  
持のために貢献をいたしますことは、  
最も願わしいことであると思ひので  
ございしますが、これに対する現在の人員  
の配置、あるいはその技術センターの  
設備、また技術者に対する待遇とい  
うものが、必ずしも十全でないと思  
ひます。私も、昨年の暮れ、東南  
アジアの諸國を回りましたが、若干のセ  
ンターを見たのであります。かなり  
現地においては苦勞をいたしておるよ  
うであります。これらの点につきまして  
外務大臣のお考へを承りたい。

○小坂國務大臣 センター設置の敷  
の他につきましても、後ほど資料とし  
て御提出いたします。

後段にお述べになりました点でござ  
いしますが、お言葉のように、どうも十  
全とはいへないものがあると存じま  
す。ただ、行つておられる人が非常に  
めでございます。ほんとうに献身的に  
やつて下さるものでありますので、ま  
た、仕事の性格も、東南アジア向きと  
申しますか、たとへば農業にしても、寒  
冷地農業のソ連の農業というものは東  
南アジアにはなかなか参考になりませ  
んし、大農業法のアメリカの農業とい  
うものもこれまた参考にならぬ。そう  
すると、やはり日本の農業の方式とい

うものが非常に参考になるといふこと  
で、非常に高く買われておるのでござ  
います。私ももとしましては、この待遇を  
できるだけ改善いたしまして、十分な  
活躍が出来ますように、いろいろ予  
算上の措置等についても、毎年これを  
改善いたすようにいたしておられる  
ございまして、今後ともできる限りこ  
れを改善して参りたい、こう考へてお  
ります。

○西村(閣)委員 その低開發國に対す  
る開發援助といふことでありますが、  
それぞれ東南アジア並びにアフリカ諸  
國におきましては、かなり新興の意氣  
に燃えておるのであります。何か他  
國から援助を受けるといふようなこと  
に對して、國民感情と申しますか、そ  
ういふものが、むしろ援助じゃなく  
て、協力、技術協力あるいは合弁とい  
うような考へ方がだいたい出てきて  
ようございしますが、そういう点につ  
きまして十分の配慮がなされていま  
はずだと思ひます。現に、カルカッ  
タの農業機械センターでありますか、  
外務大臣もおいでになつたと思ひま  
す。あそこなども、インドの國家の予  
算と日本の経済的援助とがマッチい  
たしまして、一つの事業が興されて、  
そうして、それがインドの中小企業、  
また、その機械化等に対して貢献を  
しておるといふようなわけでありま  
す。そういうようなとらまえ方で、ただ後  
進國、低開發國を開發するといふ考へ  
方でなくて、むしろ提攜して、ともに  
人類の共通の資源であるところの資  
源を開發していく、こういふ考へ方に  
立つてやらなければならぬと思ひます。  
そういう点に對して外務大臣はどうい

うふうにお考へですか。

○小坂國務大臣 仰せの通りでござ  
いまして、さうに考へておられる次第で  
ございまして、言葉も、低開發國といふ言  
葉はなるだけ使ひませんが、國際的な  
場合におきましては、アンダー・デ  
ベロップ・カントリーといふことを言  
いませんので、デベロピング・カント  
リース、開發されつつある國、こうい  
ふふうで言ひます。これは私が言  
始めてからなつたといふくらいに言  
つてよいと思ひますが、さう  
に氣を使つておられる次第であります。全  
體的に合弁事業を進めていく、ことに  
インドやパキスタンにつきましては、  
これは一國から借りるといふこともど  
うかといふことで、コンソーシアムと  
いうものができておりました。日本も  
これに寄与していることは御承知の通  
りであります。

○西村(閣)委員 私も、外務大臣のお  
考へはさうだと思つておるのでありま  
すが、この提案理由の説明書に、低開  
發國といふ言葉を使つてあります。か  
ら、私はあえてお伺ひしたので、外務  
大臣の御趣旨に沿わない言葉が入つて  
おりますから、この点は今後御注意に  
なります。外務省から出る文書に  
は、なるべくこういふ言葉をお使ひに  
ならぬように願ひたいと存じます。  
その問題はそれで結構でございます。

次は、在外公館の名稱及び位置を定  
める法律の一部を改正する法律案につ  
いてであります。これによりまして、  
大使館の新設が四、公使館から大  
使館に昇格が十、總領事館から大使館  
に昇格が一、領事館から總領事館へ昇  
格が一といふふうになっております。

それぞれ理由があり、事情の変化によりまして当然そうせなければならぬものであるというふうな心得るのでございませうが、ただ、これをお伺いしたいと思ひますことは、名称が公使館から大使館になったということだけではあまり意義がないと私は思うのでありまして、いわゆる、名実ともに日本国を代表するところの公館として、

各国が大使を交換するという傾向に従つて日本も大使を交換するということは、私は必要なことであると思ひます。私には必要ないと思ひます。しかし、名実ともに日本国を代表する公館としての機能をどれだけ発揮し得られるかということが、むしろ問題であると思ひます。

そういうことと関連いたしました。もう一つ、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案が議題になっておりますが、在外公館に勤務する外務公務員の給与を引き上げる、やはり内地に勤務するよりは、外国に勤務する方が、いろいろな点においてハンディキャップがあることは言うまでもありませんし、出費も多いことは申すまでもありません。そういう点につきまして今回のこの法律の改正は、私も認めるにやぶさかではないのでございませうが、はたして外務大臣が——これは大蔵省の關係等もあつて十分だとは考へておられないと思ひますが、私も再々外国を旅行いたしましたので、どうもその点で、まあ、これは一がいに言へませうが、わが国と比較し得られるような国々と比較いたしましたして、給与の面あるいは待遇の面、施設の内容におきまして、非常に見劣りがするように思ひ

のであります。これでは日本国を代表する公館並びに外務公務員としての体面とその機能を發揮することができないと思ひますが、ここで若干の国々と比較いたしましたして、わが国の外務公務員の待遇がどのようなランクにあるかということをお伺いいたしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 大へん御理解のあるお言葉をいただきまして感謝いたしますが、どうも私も非力で、なかなか十分な予算の獲得もできませんので、その点は逐年改善していただきたいと思ひております。本年は、十年間据え置かれておりましたいわゆる在勤俸をようやく——これは私どもの希望から見ればだいぶ下のもののでございませうけれども、それにしても修正することができようになりまして、非常にありがたく思つておる次第でございませう。在外公務員の士氣も、大いにこれによつて上がるかと存じております。

御質問の点は、事務的に詳細に申し上げた方がよいと思ひますので、官房長から申し上げます。

○湯川政府委員 各国の公館の給与といたつては、国によりまして必ずしも公表しておられない所もございませうが、全部はわからないのでございませうが、いろいろな点で比較的日本と似通つております。ドイツ、イタリヤ、それからアメリカといったような国と大体比較をいたしますと、一つの例をとりまして、パリに在勤しております。さういふ国々の外交官の給与は、現在の在勤俸に比べて、大使の場合、日本を一〇とし、アメリカが一、二九、ドイツが一、九八、イタリヤが一、二四八とい

らことになりませう。参事官クラス、これは一号俸ということに在勤俸でなつておりますが、それを日本を一〇としますと、アメリカの場合一三、八、ドイツ一五、二、イタリヤ一五、四、それから三等書記官クラスになりますと、日本一〇、アメリカ一三、〇、ドイツ一六、五、イタリヤ一八、七、それから外交官補、これは九号俸というわけでございませうが、日本を一〇としまして、アメリカ二〇、九、ドイツ二二、六、イタリヤ三三、三というふうになります。このようにいろいろと比べて相違があるわけは比較的低いのでございませうが、別々またアメリカン・スクールの教育施設とか、あるいはPXの利用とか、いろいろな点で便宜があるようございませう。今度の改正でこれがどのくらいになるかと申しますと、ただいま出してあります改定案が通りますと、大使の場合、日本を一〇とした場合、アメリカ二二、二、ドイツ一九、五、イタリヤ二二、五、参事官の場合、日本一〇、〇、アメリカ一五、一、ドイツ二二、七、イタリヤ二二、九、一等書記官の場合、日本一〇、〇、アメリカ一六、五、ドイツ二一、五、イタリヤ一五、二、二等書記官の場合、日本一〇、〇、アメリカ一四、四、ドイツ一九、九、イタリヤ一四、五、三等書記官の場合、日本一〇、〇、アメリカ一三、七、ドイツ一四、七、イタリヤ一六、七、外交官補の場合、日本一〇、〇、アメリカ一五、二、ドイツ一六、五、イタリヤ二二、九、さういふ場合にたいぶ改善されることになりませう。なお、ワシントンに駐在してあります分を比較したものは、あるいはロンドン駐在の分、ローマ、あるいはまたアジア

の方でインドのニューデリーにおける各国との比較、さういふものを用意してございませうので、資料にして差し上げたいと思ひます。

○西村(閣)委員 ただいま政府委員の方から御答弁がありました。さうな事例から見ても、この改正案が通つてもなお相当低い、特に下級の外務公務員の場合が非常に低いと思ひます。下級といふことはどうかと思ひますけれども、大使、公使、参事官以下の比較が非常に低いように思ひます。また、今御説明がありましたように、俸給以外のいろいろな手当がおけるのに対して、わが国の場合におきましては、それが非常に薄いといふふうに考へられますが、これらの点につきまして外務大臣はもろろん十分に配慮をしておられると思ひますが、特に私は外国を回りますと、外国にある公館の人たちに接しまして、諸外国と比較いたしましたして、非常に不自由をしておられるといふことを痛切に感じますから、ここにこの法律案が出されましたこの機会に、このような質問をいたしまして、外務大臣の今後のこれに対するお考えをただしておきたい、かように思ひ次第であります。

なお、今も若干触れられました在外公館に勤務する公務員の子弟の教育の問題、これもまた非常に悩みの種になっておるのであります。今御説明のありましたように、外国の場合におきましては、それぞれ子弟の教育機関を設けてやつておられるのであります。この点につきまして、在外公館に勤務する公務員の子弟の教育問題等につきましては、現在どのような配慮が

なされておるか、また、将来に對してどのようなお考えを持っておられるか、それらの点もあわせて外務大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○小坂国務大臣 現在、在外公館のみならず、邦人が一番多い場所はタイでございませうが、千人ばかりの邦人がおられます。ここでは学校を作つておられます。しかし、その学校を出しまして日本へ歸つてきた場合に、どの継続性がなといふことの問題点がございました。たしたと考へておられます。しかし、全般的には今おっしゃる通りでございませう。子弟の教育の問題は非常に大きな悩みになっておられます。この点についていろいろ財政的に制約がございまして、今回はどうにもなりません。したが、これも先ほど申し上げましたように、在外公館に勤務する職員は待遇改善とあわせて、今後引き続き努力したい、さう思つておる次第でございませう。

○西村(閣)委員 さらに、在外公館の設備の問題であります。これはまた諸外国の公館に比べて非常に見劣りがするのであります。たとえばニューデリーの大使館の場合でも、新しい建物ができましたけれども、非常に貧弱であります。ニューデリーにあるところの諸外国の大使館等と比べて、非常に貧弱であります。大使の公館の方がむしろ大使館ではないかと間違えられような建物であつて、事務をとつておられる大使館自体は非常に貧弱な建物である。これは一例でありませうけれども、諸外国に比べて非常に見劣りがするのであります。これは予算等の關係がありまして、なかなか外務大臣の思ひよう

なされておるか、また、将来に對してどのようなお考えを持っておられるか、それらの点もあわせて外務大臣のお考えを承りたいと思ひます。

にはならないと思いますが、敷地の点につきましても狭隘であるし、また建物自体も貧弱であるし、中の設備に至ってはまことに十分とは言いがたいという状態であります。特に暑いところで勤務する場合には、特に暑いところの部屋に冷房装置をしなければならぬと思つております。そうでなければ仕事はできないと思つて、ところが、必ずしも全部冷房が入っていないようでありまして、こういう点についても十分な予算的な措置を講ぜられる責任があると思つて、それらの点につきましてもどういふふうにお考えになつておられますか。

○小坂國務大臣 これは予算の一つの組み方でありまして、全体で五割増しなら五割増し、こゝ押えて、それ以上の予算要求は受け付けないという線を引かれます。そこで、新しく国が独立して、そこへ公館を作らなくてはならぬということになりますと、ゼ口から出発してそれだけの費用が要するわけでございますので、前年度の予算の何割増しということになると、その規格に入らないわけですから、しかし、われわれそういう理屈を盛んに言うのであります。微力のため、どうも受け入れられるところとなりませんで、全体に総予算が二割四分ふえるところで、とてもその平均までもいかならぬというふうな状態、なかなかどうも、私は西村さんと同じような気持を持ちながら、これが実行できませんことを、非常に残念に思つておる次第でございます。ことに土地などは、これは日本だけが土地が上がるわけではございませんで、ほかの土地も上がつておりますので、早く買えばそれだけ得

なのであります。しかし、そういう費用をつけるわけにはいかぬ、こういうことで、細々ながらだんだん買ひまして、建て増していくという状況を続けたいので、やはりもつと抜本的な考案で、最初の予算要求のときから、これは特例だと認めてくれるような環境ができませんと、なかなか困難じゃないか、私は非常に率直な話を申し上げますが、さうに思つておるわけでございます。しかし、その中におきまして、外務省の予算も逐年改善されておりますので、ただいまお話しするような暑いところに勤務するような人たちに對しましては、今度の在勤費改正でも、いわゆる地域差をかなり是正して参りました。その反面、器具等につきましても、費用の許す限り冷房装置等についてはこれを供給するように、今回の予算では措置する考えでございます。逐次改善されつたところというふうにして、逐次改善されると思つて、申し上げるほかにないと思つて、しかし、全体としては、私の力の不足を嘆く点がかなり多いということ率直に申し上げざるを得ないと思つておる。○西村(関)委員 特に暑いところに勤務する公館においては、冷房装置等は断然つけないと仕事の能率が上がらぬと思つておる。もちろん、予算の關係がありましようけれども、ほかはさておいても、それだけのことはやっばりやらなくちゃいけないと思つて、だんだんさういふふうになつていくんだというところではありましようけれども、これは格段の御配慮をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、これに関連をいたしました、前国会においても私はお尋ねしたのでありますが、どうも外

国を回りまして感じますことは、日本の公館に掲げられておるところの国旗が非常に貧弱だということ。あるところは色があせておるし、あるところはちぎれておるし、非常に貧弱な国旗が掲げられておる。諸外国の場合には、真新しいいりっぱな国旗がどの公館にもへんぼんと翻つておる。わが国の公館においては、日の丸の国旗が非常に貧弱だという感を私はしばしば持つたのであります。そのつど、私は、それぞれの公館の責任者なりその代理の人に、これは新しいのと取りかえなさいということをお願い申し上げた。御注意を申し上げると、実はお説の通りだけれども、予算がないと言つたのであります。国旗を取りかえなさいと言つたのではないはずはないかと言つても、やはりそれは予算がない。月に一つかえてみたところで、一年に十二回かえればいいのです。そのくらの予算がないというところは、私はさういふことに対する考え方がないからだとおもうのでありますけれども、さういふことを私は前国会においても申し上げたのであります。昨年の暮れ回つてみまして、まだそれが改まつてない。まだ非常に貧弱な国旗が、日の丸の赤の色があせた国旗が掲げられておる。さういふふうなことは、私は、その一つのことだけでも、私は、その一つの公館だけでも、日本を代表するところの外国の公館にある公務員としての心がまづ十分じゃないと思つたのであります。さういふ点につきまして、外務大臣、どうお考えになりますか。

○小坂國務大臣 私も全く同感でございます。実は昨年全部新しいのを各公館に配つたと承知しておるのであります。これは品質は麻の非常に上等な国旗を配つたはずなものであります。しかし、昨年の暮れお回りになつてさういふことがあつたといふ事実は、これは公館の名前をおつしやつていただいて、私の方から嚴重に注意をいたします。

○西村(関)委員 これは小さなことよりですけれども、一昨々年に私はヨーロッパを回りましたときに、ボンの大使館は国旗を出さない。ペンキで塗つてあるのです。これはペンキで塗つておけばいいのですから、だいたい長いこと持つてしまつても、これでは私は工合が悪いと思つたのです。やはりさういふ便法ではないと思つたのです。現在はボンの大使館にはさういふことでなくて、国旗が翻つておれば、さういふ言われませんが、これは一度や二度ではいかぬ、やはりしよつちゅうかえられるように外務省においては配慮をして、さうして、国旗だけはいつも真新しいのがへんぼんと翻つておるといふようにしていただきたいと思つたのです。これはやはりその公館に勤務する公務員が心がまづ問題だと思つた。それを見るところの在留同胞たちが、それによつて日本国民であるという自覚に立つて、その任務に精勵することができるとあります。小さなことのようにありますけれども、私は、さういふ点にも非常に外務省の考案の方の欠陥が端的に現われておるといふふうにおもうのであります。この点はさらに格段の留意をお願いしたい。そして、さういふことのないように一つ嚴重に注意をお願いいたします。

それから、在外公館に勤務する公務員の心がまづなについてであります。さういふ方々もたくさんおられますが、中には、奉仕者としての立場を忘れてしまつて、何か一種の特権意識でもつて外国にある在留同胞に臨むというふうな向きがないではないかというところを感ずるのであります。これがやっばりいけない。あくまで奉仕者としての立場、また、日本を代表してそれぞれの国に對する日本国の責任も全うしていくという立場に立つて、一面威厳を保ちながら、一面やはり奉仕者としての謙遜な態度を失わないということが必要であると思つたのですが、外務大臣は、在外公館に勤務する公務員に對してどのような態度で臨んでおられますか、あるいはさういふ服務規定と申しますか、あるいは服務に對する心がまづと申しますか、さういふ点に對して、一応外務大臣の考えを承りたいと思つておる。

○小坂國務大臣 私も、今西村さんのお話がございましたと同様な氣持を持っております。さうでなければならぬと思つておる。在外公館に勤務する者は國を代表しておられます、外務省所掌事務を処理する者でございますから、主要な任務といたしましては、もとより、外国政府及び官憲との交渉、あるいは条約その他の國際約束の締結及び実施、通商航海に關する利益の保護増進、商取引のあつせん、海外における邦人の生命、財産並びに權益の保護等、複雑多岐な任務を持つておるわけでございます。自分が國を代表してさうした崇高な任務に携わつておる者であるという自覚のもとに、しかも、わが國からそれぞれの地に行かれます

○小坂國務大臣 私も、今西村さんのお話がございましたと同様な氣持を持っております。さうでなければならぬと思つておる。在外公館に勤務する者は國を代表しておられます、外務省所掌事務を処理する者でございますから、主要な任務といたしましては、もとより、外国政府及び官憲との交渉、あるいは条約その他の國際約束の締結及び実施、通商航海に關する利益の保護増進、商取引のあつせん、海外における邦人の生命、財産並びに權益の保護等、複雑多岐な任務を持つておるわけでございます。自分が國を代表してさうした崇高な任務に携わつておる者であるという自覚のもとに、しかも、わが國からそれぞれの地に行かれます

○小坂國務大臣 私も、今西村さんのお話がございましたと同様な氣持を持っております。さうでなければならぬと思つておる。在外公館に勤務する者は國を代表しておられます、外務省所掌事務を処理する者でございますから、主要な任務といたしましては、もとより、外国政府及び官憲との交渉、あるいは条約その他の國際約束の締結及び実施、通商航海に關する利益の保護増進、商取引のあつせん、海外における邦人の生命、財産並びに權益の保護等、複雑多岐な任務を持つておるわけでございます。自分が國を代表してさうした崇高な任務に携わつておる者であるという自覚のもとに、しかも、わが國からそれぞれの地に行かれます

○小坂國務大臣 私も、今西村さんのお話がございましたと同様な氣持を持っております。さうでなければならぬと思つておる。在外公館に勤務する者は國を代表しておられます、外務省所掌事務を処理する者でございますから、主要な任務といたしましては、もとより、外国政府及び官憲との交渉、あるいは条約その他の國際約束の締結及び実施、通商航海に關する利益の保護増進、商取引のあつせん、海外における邦人の生命、財産並びに權益の保護等、複雑多岐な任務を持つておるわけでございます。自分が國を代表してさうした崇高な任務に携わつておる者であるという自覚のもとに、しかも、わが國からそれぞれの地に行かれます



よるな考え方をかりそめにも持つてい  
るといふ者があなたの部下に一人でも  
おるならば、これは嚴重にやはり戒告  
をしていただかなければ業務は動まら  
ぬと思ふのです。

それからドミニカ移民については、  
ただいま国援法によって引き揚げをさ  
しておるといふことでありますが、ま  
だ現地には千数百名残つておる。しか  
も、国援法によって引き揚げてきたの  
は、今まで日本の移民史上かつてない  
ことでしよう。これは満蒙開拓移民が  
終戦によって帰つてきたといふことを  
除いては、ほかにないことではしよ  
う。な

○小坂国務大臣 ドミニカには二百七  
十家族くらい移住しまして、それが三  
百家族くらいになつてゐるのです。そ  
のうちの約半数が今度帰つてきて、ある  
いは南米へ転住する、こゝろいふ格好に  
なつてゐるわけでは

なぜ起きたかといふことではござい  
ますが、主としてカリブ海をめぐる情勢  
の変化、例のトルヒーヨ独裁といふこ  
とに反対しての国内のいろいろな政情  
の不安、あるいはトルヒーヨ政権に対  
する中南米諸国の経済断交、そゝろい  
うようなものが非常にドミニカの経済事  
情を悪くした、これが一番大きな原因  
だらうと思ひます。

なお、具体的点もござい、ますか  
ら、移住局長から答弁させます。

○高木政府委員 ドミニカの移住につ  
きまして、ただいま大臣からも御説明  
がございましたが、ドミニカ移住の話  
がございましたのは、昭和二十九年から  
でございまして、実際行きましたのは  
昭和三十一年からでござい、ます。そし  
て三十四年までに約三百家族、千四百

名余りが行つたわけではござい、ます。そ  
してその後、昭和三十四年の六月でござ  
い、ますか、キューバにカストロ政権  
ができました以来、六月にキューバか  
らドミニカへの侵入部隊が入つたので  
ござい、ます。特に飛行機が、日本人が  
入つておられますコンスタンサの移住地  
の近くにおりたといふことが最初でござ  
い、まして、それから三十四年の十一  
月には、キューバとベネズエラが、ド  
ミニカに寄つた船は自分のところへ寄  
港せしめないといふことで、ドミニカ  
には船が寄らなくなりまして、それが  
からそゝろいふような争いが高じまして、  
昭和三十五年の八月にベネズエラのペ  
タンコウルト大統領暗殺未遂事件とい  
うのがござい、まして、これにドミニカ  
のトルヒーヨ大統領一派が関係してい  
るといふことがい、われ、て、その結果、  
汎米諸国が全部ドミニカと国交を断  
絶いたしました。それと同時に、ドミ  
ニカに対して汎米諸国が全部経済断交  
いたしました。その關係で、従来入つ  
ておりました移住者が経済的な困難  
に直面するようになった。まず第一に  
は、ドミニカの移住は、先生も御承知  
の通り、面積が非常に限定されてお  
り、ます。最初から十六町歩がマキシム  
であるといふ条件で入つてゐるのです  
が、ネイバのごときは、日本人が入る  
ので公示されてゐるのは五十タレア、  
三町歩である。最初は三町歩である。  
しかし、これが耕されるに從つてふや  
していくのだといふことで、灌漑その  
他の施設を拡大計画してゐたのであり  
ますが、それがなかなかかゝらな、い  
これは真剣に計画はしておりました  
が、あるところでは、一人五十タレア  
といふのですが、三町歩程度でござい

ますが、それを増すことがなかなか  
かゝらな、い。そこへ持つてきて、経済  
断交がありましてからは、ドミニカ  
に欧米から避暑客がどんどん来てお  
り、まして、あすこの豪華なホテルは満員  
であり、アメリカのドルが非常にやす  
やすと落ちてゐたのでござい、ますか、  
それがすつかりなくなつてしまつた。  
そこで、移住者が作つておられます野  
菜とかあるいはくだものが国内で売れな  
い。そこへ持つてきて、ドミニカの向  
かい側のすぐ目と鼻の先にござい、ます  
ポトリコ島にも輸出してゐたのです  
が、それもストップになつてゐること  
で、内外ともに非常に困つてしまつ  
た。それから農耕地をもつとふやして  
生産コストを低下すればいいわけでは  
ない。最後の頼みは、ドミニカ政府が生活  
補助金を月六十ドルから百二十ドル程  
度出してゐたのですが、これが昭和三十  
五年の八月以来一部はストップにな  
り、一部は二割の減額になつたとい  
ふことが原因でござい、ます。このカリブ  
海の国際情勢は、われわれとしては予  
見ができなかつたし、ある意味にお  
いては不可抗力であつたと思ひ、ます。し  
かし、移住者にとつては不可抗力とい  
つて済まされな、い問題でござい、ます。わ  
れわれとい、ましては、この経済封  
鎖下においては、三百家族といふもの  
はど、り見ては過剰入植のきらいがあつ  
て、まず半分くらいにしなければむす  
かしいのではな、いかといふふうに思  
ひ、ました。従来、ネイバ地区では集団帰  
国したいとい、ましては、南米転住  
する。その他の地域については、南米転住  
あるいはやむを得ない場合には内地に  
行かれるのを国援法で援助するより仕

方がないといふことで、帰国の措置を  
講じた次第です。つい最近参りました  
小長谷大使からの新しい電報によりま  
すと、一月十八日に最後にできました  
ドミニカ政府は、大体汎米諸国が妥  
当な政府として認めて、国交断絶、経済  
封鎖も解除になり、アメリカからの援  
助も来ることになつたといふことで、  
ドミニカの空気が非常に安定しつ、つ  
あ。それから移住地としては、ハラバ  
コアといふのは、日本人が一部引き揚  
げといふことで相当問題があり、小長  
谷大使がドミニカ政府に申し入れて、  
軍隊まで出動してこの治安を守つて  
たのですが、それも必要がなくなつて  
引き揚げるようになったし、従来帰  
国したいとい、ましては、定着す  
ることになる申し出が出てきつ、つあ  
るといふような状態では

それから最後にお尋ねになりまし  
た、小長谷大使が移住者を去者にた  
えられたといふことではござい、ますか、  
この手紙はわれわれの方にも大臣あ  
てにきておられます。この点につきま  
しては、小長谷大使に電報いたしました  
は、移住者の苦情を他に、ましては、十分移  
住者の希望を聞くようにといふことを  
申し、ましては、三十五年の十二月に、小  
長谷大使は移住地を全部こまかくお  
りになり、ましては、その報告をし  
ておられます。われわれが受け取つて  
おられます大使からの電報では、一同と  
十分懇談して、誤解を解いて説得をし  
たといふのが来ておられます。大体この  
程度でござい、ます。

○西村閣委員 今高木移住局長の  
言われたことは、最後のこととは別とし  
て、私も大体承知してゐることです  
し、また、政変等は不可抗力であつた、

予測したいことであつたといふこと  
も、もちろんよくわかり、ます。しか  
し、それが主たる原因で今度の事態が  
起つたといふことは言へな、いと思  
ひ、ます。もつと大きな原因は調査の不備  
だつたと思ふのです。調査の不備がや  
はりこゝろいふ事態を招いたと思ふので  
あり、ます。私は現地へ参つておられ  
んけれども、現地から引き揚げて参り  
ました諸君の話を聞き、また、写真等  
を見、ましては、すい、ばんひといふ石ころの、  
営農ができないような地方に入植させ  
られたといふような点、それからま  
た、水利の点につき、ましては、最初の  
約束とは違つて、非常に限定された水  
しか供給されな、いといふた、うな点、  
それからまた、自営農ではな、くて、一  
種の国営農の労働者といふような資格  
で入植をさせられておるといふた、う  
な点、これは最初の募集計画とは全然  
違つておる。こゝろいふことなども、十  
分に現地の事情を入植を希望するこ  
ろの人たちに徹底させておらなかつた  
といふ責任は、これはやはり政府にあ  
ると思ふのです。調査は農林省がや  
つて、現地指導は外務省がやるのだとい  
ふことではなしに、国全体としてのそ  
ういふ調査の不備から来る入植者の困惑  
といふようなことは、これはお、お、うこ  
とはできないと思ふのです。むしろ、そ  
ういふところにドミニカ移民の失敗の  
大きな原因があつたと思ふ。それにか  
て加えて、ドミニカ国の政変があり、  
中南米の国際情勢の変化等が加わつ  
て、こゝろい、ますます不幸な事態を  
引き起こしたと思ふのであり、ます。こ  
ろい、ます大量の引き揚げをしな、い  
らな、いといふ事態を引き起こしたこ  
とは、これは日本の移民史上いまだかつ

てないことです。そうでしょ。ほか  
にそういう例はあったですか、なかつ  
たと思う。そういうことにつきまし  
て、調査の責任は農林省にあるのだ  
というのじゃなくして、むしろ、外務  
省が指導しているところの現地の海協  
連の支部がやはり調査をしております  
て、それに農林省の事務官が行って、  
技術者が行って、さらに調査をしてお  
る。そういうことに基づいて募集計画  
が立てられて、移住者が送られてお  
る。こういうことなんでありまして、ど  
うも聞かされておることと現地へ行っ  
てみたことが非常に食い違ってお  
る、これはおおうことができない事  
実だと思っております。その点はどうで  
すか。

○高木政府委員 今度のように集団で  
帰る例は最初であって、今までなかっ  
たという点については、西村先生も戦  
前の日本の移住史は御存じであると思  
いますが、昔の移住は、それこそどう  
いうことが起こっても日本へは帰れな  
かった。たとえサンパウロのような  
ところでは、当時はマラリアで村が全  
滅するということで大騒動したことも  
ございます。しかし、日本に帰ること  
とはとてもできなかったわけござい  
ます。そういう意味において、戦前の  
移住政策というものは、棄民政策で  
あったと言われてもいたしかたがない  
と思うのであります。戦後の移住に関  
する限り、われわれは、そういう意味  
において、今のようない—今度のドミ  
ニカ移住につきましては、われわれは  
戦前のようにほうりっぱなしにするこ  
ういようなことはとうていできないわ  
けでございますから、思い切つて現在  
の政策をとつたわけでございます。

それから、これが募集要項と非常に  
違ふのだというお話、これはコロノで  
あって、自営開拓でないというお話で  
ございまして、募集要項にもこの点は  
書いてございまして、固有地に入るこ  
と、それから地権は八年ない十年で  
向こうの法律に従つて得られるのだと  
いうことが、募集要項には書いてござ  
います。それから、最初から地権がな  
いから、これは自営開拓でないとい  
うお話でございますが、この点は、現在  
南米でコロノと言つておりますのは、  
全く自分の責任でやらない、いわゆる  
雇われ農業のものでございまして、ドミ  
ニカの場合は、固有地において農業を  
しております。従つて、その点で、そ  
の固有地から勝手に出ていくというよ  
うな問題は、全然これは先方も考へて  
おりませんので、できませんけれど  
も、しかしながら、自営開拓者として  
自分の発意でやることを認められてお  
り、そして、さきに申しました八年  
ない十年で地権がもらえるというこ  
とになつております。地権がもらえな  
ければ困るじやないかということであ  
りますが、たとえればポリビアマも固有地  
を日本人移住者に与えておりました。  
これは二年たてば地権がもらえるとい  
うことで、従来入りましたのは、昨年  
の初めですから、全部地権がもらえま  
した。この二年たつてもらえるまでの  
間は地権がなかったわけございま  
す。その他、営農につきましても、最  
初先方から向こうの指定するものにつ  
いては種子をもらえらるというよなこ  
ともございまして、その他は全部自  
分の計画、自分の責任でやつておるの  
であります。

○西村(関)委員 募集要項と違わない  
というふうに高木局長は言われるので  
すが、その点、入植をした諸君が違  
うという見解を持つておるのでありま  
して、その食い違い、それが一つの外  
務大臣に対する嘆願書となつて出てき  
たのだと思つて、これは外務大臣の手元  
までいかないで、移住局長のところ  
で処理せられたのではないかと思いま  
す。これに対してどういふ答弁をせら  
れましたか。

○高木政府委員 小長谷大使の方に訓  
令いたしました。移住者に誤解がある  
から、十分よく連絡をするようにとい  
うことを電報で言つてやつておりま  
す。それがために、さきに申しました  
ように、小長谷大使は移住地を全部お  
回りになつて、移住者と懇談をして、  
移住者の誤解を解いたという電報がき  
ております。

○西村(関)委員 現地の小長谷大使が  
話をして納得ができておるならば、こ  
ういふ嘆願書は起らないと思つて  
す。やはり大使に話しても、お前らは  
半玉だからしょうがないじやないか、  
一人前になるまでは文句を言うな、  
黙つておれ、おれは天皇陛下の名代で  
あるから、おれの言うことを聞かない  
と、お前たちは不利になるぞ、こうい  
うよなことを大使が言うから、やむ  
を得ず外務大臣あてに嘆願書を出す。  
これは現地の諸君としては当然なこと  
だと思つて、それがまた電報を打つて、  
現地でしかるべくやれというよなこ  
とは、民意をじゅうりんしていると思  
つて、それがどうですか、外務  
大臣、その点はどうですか。

○小坂國務大臣 これは御承知のよう  
に、先方からどうしても帰りたいとい  
う諸君と、自分からは残るといふ諸君  
と、二つ考え方があつたわけですが、帰  
つてこられた方も、いろいろおっしゃ  
いますし、そういう点についても私ども  
は調べます。調べた結果は、今高木移  
住局長から申し上げた通りでございま  
すが、問題は、やはり帰つてこられ  
た方を、どういふふうにしらたできる  
だけ日本においてそれぞれのなりわい  
を安定させることができるかというこ  
とについてやるべきことであると思つ  
ておる次第でございます。私ども、そ  
のよなことを帰つてこられた方の代  
表にも申し上げました。私、自分でお  
目にかかりまして、そういうことも申  
し上げた次第でございます。

○受田委員 関連して……  
ただいま西村委員の発言に関連し  
て、ほんのわずかの質問をしたいと思  
います。大臣だけでけつこうです。事  
務当局にはあらためてお伺ひいたしま  
す。  
今、大、公使は天皇の名においてや  
るといふことでございますが、そのこ  
とに関連して、特命全權の特命はどう  
いうことか、法律上の根拠をお示し願  
ひたいと思つて、これは大臣にお伺  
ひいたします。

○小坂國務大臣 これは非常に長くか  
ら使われておる世界的な慣用語で、エ  
クストラオーデナリー、そういう言  
葉を使って、特命全權大使というの  
は、そういう外交上の慣用語というふ  
うに理解しておるわけでございます。  
○受田委員 慣用語として片づけるわ  
けにはいけません。特命は何による特命  
であるか、天皇の名による特命か、政  
府の特命か。  
○小坂國務大臣 これは今申し上げた  
ように慣用語で、エクストラオーデ  
ナリー・アンド・プレニポテンシヤリー  
という言葉を使つておるわけござい  
ます。何に對してかというところ、やは  
り新憲法下におきましては、政府の特命  
によつて國を代表する、こういうこと  
だと思つておる。

○受田委員 大臣、これは大事な國際  
的關係の問題につながることで、  
日本國が、外國の元首あるいは大統領  
その他總理などを、國賓として迎える  
ことがある。國賓といふものは、日本  
は何を基準に國賓とされておるか、そ  
れを一つお答え願ひたい。  
〔草野委員長代理限席、委員長着  
席〕  
○小坂國務大臣 これは國賓としてど  
ういふ方々をするかという規定がござ  
いまして、主として外國の元首は國賓  
として迎える、こういうふうにしたし  
ておられます。それを決定するのは内閣  
でございます。内閣の閣議において  
さういふ決定をいたす、こういうこと  
でございます。



か、あるいはほかに何かの名前がついておるのですか。

○小坂國務大臣 國費であります。

○受田委員 そうしますと、國費という言葉は、政治的な責任者でなくともいいということになるわけですね。

○小坂國務大臣 それはそれぞれ受け入れる國が決定することです。いましめて、外國へ皇太子が行かれるという場合には、皇太子様は國費として受け入れるのが適当だろうというふうに先方が決定するわけでありませぬ。

○受田委員 その國費をどうして受け入れるかという基準についても、國費で思いつきでやられるということに、非常に不公平を来たすおそれがあると思ふのです。國費というものは、どういふ形のものゝ國費とするのかというふうな厳格な規定をある程度設けておく必要がある。

○小坂國務大臣 外國の元首または總理大臣、それ以外のは國費としておりませぬ。

○受田委員 先般英國の王女が来られたわけですが、これは國費でなかつたわけですか。

○小坂國務大臣 あれは日本皇室の賓客ということで来られたのでありません。

○受田委員 大臣お急ぎでございますから、公館の問題、給与の問題は後ほど事務局にお聞きしますが、あなたにもう一言、こういう國際的な問題でぜひ関心を持っていただかなければならぬのは、この間、西イリアンへオランダの制服でない文官服を着た兵隊を送つたですね。これはどういふ根拠に基づいてここへ寄港されたのか。アメリカはすでにそれに対して、この西イ

リアンへ行く兵隊を送ることをお断わりしている。こういう事態が発生しているわけでございますが、西イリアンに飛ぶオランダの軍人を羽田に寄港させたことの法律的根拠、あるいは國際の規定、そういうもの、及び今後はこれをどうするかについての答弁をお願いします。

○小坂國務大臣 それはちよつと語が違ふと思ひます。われわれは、このKLMのチャーターをして、そして先方が軍人を送るということでありましたから、これはICAO条約に従つてわが方の許可を得る必要があるわけでありませぬ。わが方はこれを許可いたしませんでした。断つたのです。それからアメリカはこれを許可して——日本を通過しないルートがあるわけでございます。ハワイから直行するので、か、アリニューシヤンからハワイへ出ていくというふうな航路なんです、これを許可したというふうな聞いておられますけれども、その後のことはよく存じませぬ。まだ許可したままになつておる、それに対してインドネシア側から反対があつたということを聞き及んでおりますが、新聞情報でもその先のことには私も存じませぬ。それから今御質問の点は、私服を着た軍人が行つた、こういうのでしよう。その問題は、KLMの航路があるわけでございます。その定期航路に沿つて、通常旅客として私服の軍人が行つた、こういうことではありません。これは通常の旅客でございますから、通過を許さざるを得ないわけでございます。しかし、これはなほはだ趣味が悪い。日本が断つたことを知つておつて、そのあとそういうことをされたらなほはだ悪趣味であるからということ、先方に申し入れております。今後どうするかはこれからまだ……。

○受田委員 インドネシアでは、学生の暴動の原因の中に、そのことがうたわれておる。日本の場合は私服を着て羽田へおろしたのではないかと、抗議が含まれておると私は聞いておる。そういうことは重大な國際問題である。それは新聞報道が誤つておるなら誤つておると御指摘を願つて、私服を着てごまかして入るのは約束が違ふといつていかげんに片づけるわけにいかないという外交上の問題がある。

○小坂國務大臣 チャーターをしていきます場合は、これはわが方の許可を必要とするわけですが、従つて、わが方としては、こういうビアク島へ行くといふことは、國際紛争にこちらから入つていくことになり、巻き添いになる場合が考えられるから、お断わりすると断つたわけですね。KLMの定期便に乗つて一般旅客が行くことを許可するのは、通常の旅客を持つて通過していくのは、どうしようもないわけでありませぬ。それから抗議云々というのは、私はまだ聞いておりませぬ。

○受田委員 それは次の機会に譲ります。

○中島委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる八日午前十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。  
午後零時四分散會

昭和三十七年二月九日印刷

昭和三十七年二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局